

第5章 加古川市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でないことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える成年後見制度は、これらの人にとって重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていませんでした。

こうした状況を踏まえ、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布（同年5月13日に施行）され、同法に基づき、市町村は、その区域における基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

そこで、本市においては、地域福祉計画において「権利擁護の推進」を重要施策と考えており、成年後見制度を必要とする人の利用を進めることが、誰もが安心して暮らし続けられる支援につながると考えることから、地域福祉計画と一体的に加古川市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

第4期加古川市地域福祉計画と一体的に策定し、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

2 成年後見制度を取り巻く現状と課題

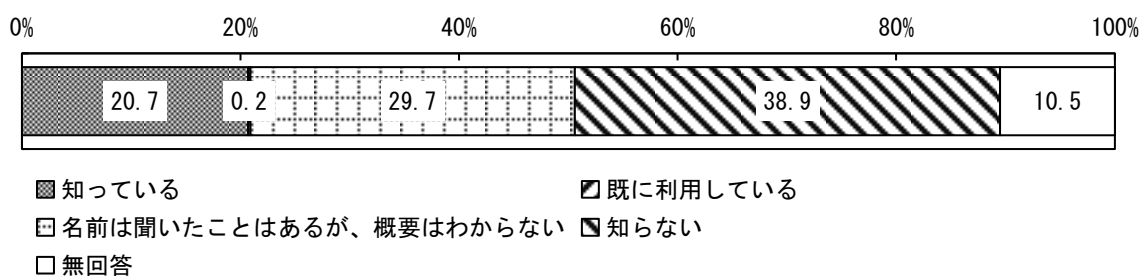
加古川市での法定後見開始等の審判の市長申立て件数はやや増加傾向にありますが、令和元年に実施した「一般高齢者」に対するアンケートの結果は成年後見制度を「知っている」と「既に利用している」の合計が20.9%となっており、広く市民に理解されているとは言えない状況です。

■市長申立て件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市長申立て件数 (人)	2	4	7	10	6

（資料：高齢者・地域福祉課）

■ 「一般高齢者」の成年後見制度の認知度



(高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査より)

■ 地域包括支援センターへの相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症・若年性認知症に関すること (件)	1,653	2,291	3,276	4,116	3,863

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数は一時的に減少しています。

■ 障がい者基幹相談支援センターへの相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
成年後見制度に関すること (件)	—	—	27	135	63

※障がい者基幹相談支援センターは、平成 29 年 9 月に開所しています。

このような中、地域包括支援センターに寄せられる認知症に関する相談件数は、年々増加しています。また、成年後見制度の潜在的な利用者である療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、障がい者基幹相談支援センターへも成年後見制度に関する相談が寄せられています。さらに、福祉団体や支援者団体などからは、支援対象者の金銭管理や諸手続きを、将来の不安とする声があります。

このため、認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用促進をはじめ権利擁護の取組を進める必要があり、令和 2 年 10 月に総合福祉会館内に「成年後見支援センター」を開設しました。

3 基本目標

課題解決に向け、3つの目標を定め、施策を展開します。

- (1) 成年後見制度の普及啓発
- (2) 相談機能の充実と利用促進
- (3) 地域連携ネットワークづくり

4 施策の展開

(1) 成年後見制度の普及啓発

- ・市民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度及び権利擁護に関する理解を促すために、チラシやパンフレットの作成及び啓発のための講座を実施します。

(2) 相談機能の充実と利用促進

- ・市民からの身上保護・金銭管理に関する相談に対する支援を行います。
- ・状況によっては対象者宅を訪問するなど相談がしやすい環境づくりを行います。
- ・困難な事例などは弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と連携し相談を行います。
- ・家庭裁判所への申立てを検討している人へ助言をし、申立人が成年後見制度を利用しやすいように支援します。
- ・申立人が存在しないことにより制度利用につながらない場合は、課題解決のために市長申立てを行います。
- ・既に成年後見人等となっている人への助言などを通して、後見業務の負担軽減をめざします。
- ・法人後見、市民後見人など担い手の育成に取り組みます。

(3) 地域連携ネットワークづくり

- ・社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業と連携し、切れ目のない適切な制度活用につなげます。
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員等の関係機関とネットワークの構築を図り、円滑な連携が行えるように努めるとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組状況の点検、評価等を行います。
- ・家庭裁判所との連携を図り、申立てから成年後見業務の運営までが円滑に実施されるように努めます。